

組織運営

1. 目的

登録認証機関としての公平性を確保するための組織運営機構、及び認証プロセスに関与する要員（外部、内部）の職責と業務分担について定める。

2. 組織運営機構

認証業務を実施する組織運営機構（審査体系）を、別添の図1に示す。認証業務の公平性を確保するため、運営委員会と判定委員会を設置する。要員（外部、内部）の職責、氏名、役職及び業務分担を別途規定する。

2.1 運営委員会

(1) 運営委員会の役割

運営委員会は、公平性確保のメカニズムとして組織された委員会であり、特定された利害関係者（第三者）を含み、登録認証機関のマネジメントシステムに対して、次の事項についてインプットを提供する組織である。

- a) 認証活動の公平性に関わる方針及び原則
- b) 一貫して公平な認証活動の提供の支障となる、認証機関内における商業的又は他の偏った考慮を許すような傾向
- c) 透明性を含む、認証の公平性及び信頼性に影響する事項

(2) 運営委員会の権限

当機構の経営管理者（トップマネジメント）が運営委員会のインプットに従わない場合、運営委員会は独自の行動（例えば、経済省、利害関係者に通知する。）の行動をとる権利をもつ。

また、運営委員会は、その全ての機能を果たすために必要な、全ての情報にアクセスできる。

(3) 運営委員会の構成

- a) いずれか一つの利害関係者だけが支配的にならないように重要な利害関係者の均衡のとれた代表による構成とする。
- b) 運営委員会のメンバーは、第三者委員4名（中立者2名、利害関係者2名）、登録認証管理責任者の5名で構成する。
- c) 運営委員会の第三者委員4名は、登録認証管理責任者がこれを委嘱する。
- d) 運営委員会の委員長は、第三者委員（中立者）が務める。
- e) 運営委員会の司会は、登録認証管理責任者が務める。
- f) 運営委員の任期

運営委員会委員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

g) 運営委員会の開催

運営委員会は、年1回登録認証管理責任者が開催する。（ただし、経営管理者が必要と認めた場合には臨時に開催することができる。）

なお、開催時には、裏面に運営委員会の役割と権限（上記(1)と(2)）を記載した座席表に運営委員の署名を求める。

i) 記録

運営委員会の開催記録については、次の事項を記載した記録文書を登録認証管理責任者が作成し保管する。

- 1) 日時及び場所
- 2) 出席した運営委員の氏名
- 3) 審議事項

(4) 運営委員会の審議事項

- a) 登録認証業務に関する方針
- b) 判定会議の委員
- c) 認証業務に関するマネジメントレビューの実施状況
- d) 認証業務の内部監査実施状況
- e) 苦情等の処理状況
- f) 認証業務に関しての委員会等の設置及び改廃
- g) 認証業務の公平性の維持に関する事項
- h) その他

2.2 判定委員会

(1) 判定委員会の役割

判定委員会は、審査の結果をレビューし、認証の決定を行う組織である。この認証の決定は、営利的、財政的等圧力に影響されてはならない。

(2) 判定委員会の構成

- a) 判定委員会は、登録認証管理責任者並びに東京事業所高分子技術部、名古屋事業所及び大阪事業所の各判定委員の4名で構成する。
- b) 判定委員会の委員長は、登録認証管理責任者が務める。
- c) 選任

判定委員は、審査員の資格要件を満足する者の中から、登録認証管理責任者が指名する者とし、審査員及び技術審査員との兼務はできない。

d) 決議

委員4名の全員の賛成を持って判定結果とする。

e) 任期

判定委員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

f) 審議

判定委員会は申請状況に応じ、適宜、登録認証管理責任者が開催する。場合によって、書面審議も可能とする。

判定委員会資料のチェックシート（JIS（初回/定期・臨時維持）認証審査チェックシート）、判定委員会（書面審議を含む。）における判定委員の判定項目及び方法、判定委員会（書面審議を含む。）の記録様式、書面審議のフローは別途規定する。

g) 記録

判定委員会の開催記録については、次の事項を記載した記録文書を登録認証管理責任者が作成し保管する。

- 1) 日時及び場所
- 2) 出席した判定委員氏名
- 3) 検査結果の決定に係る事項

2.3 要員

(1) 一般

当機構は、法令等での規程並びに該当する規格及びその他の基準文書に関連する運用を行うため、以下の要員を雇用し、配置する。各要員の資格（力量）基準は、**教育・訓練、資格手順書（KJ-05）**に規定する。

内部要員

経営管理者（高分子技術センター長）	1名
登録認証管理責任者（判定委員を兼務する）	1名
判定委員（審査員を兼務できない）	3名
審査員	12名以上
技術審査員	3名以上（各事業所1名以上）
製品試験担当者	3名以上（各事業所1名以上）
一時停止窓口担当者	3名以上（各事業所1名以上）
事務担当者	1名以上

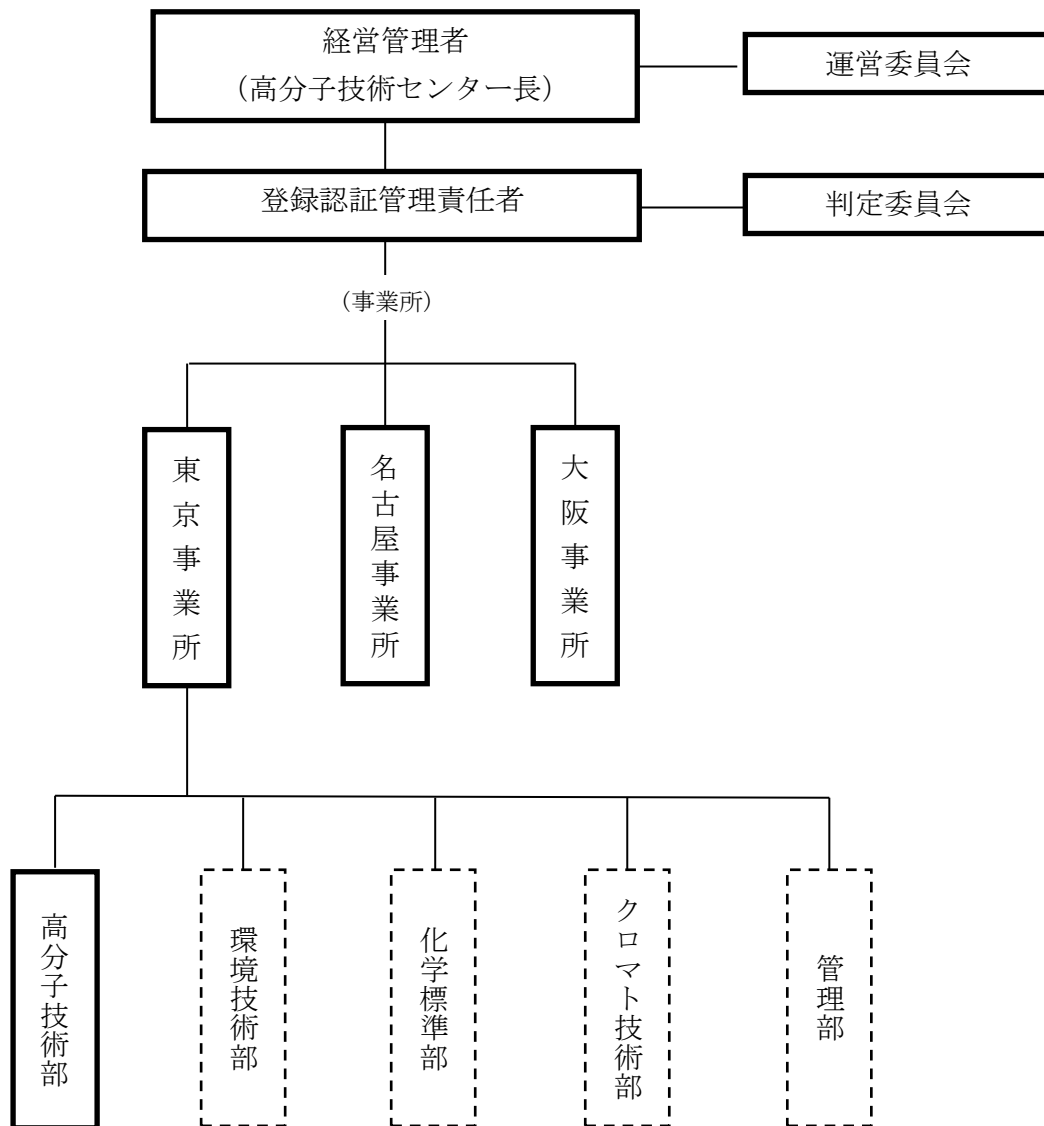
外部要員

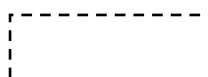
運営委員	3名以上
------	------

(2) リスク排除

要員が他との関係をもつことから生じるリスクを排除するため、全ての内部要員から宣言書を提出させる。

図1 組織運営機構（審査体系）



 内は対象外